

第5章 教育相談

第4節 スクールカウンセラー・専門機関等との連携（生徒指導提要P121～P126）

4 その他の専門機関との連携

(1) 医療機関との連携

医療機関との連携で、中心になるのは心と体の「病気」にかかった児童生徒の医療機関への紹介であり、学校医の診断から他の専門医を紹介する例もみられます。

教育機関である学校には、長期入院や長期欠席した児童生徒への学習保障として何ができるかということも求められています。

また、入院等のため医療又は生活上の規制が継続して必要な場合には、特別支援学校（病弱）に相談したり、保護者と相談の上で病院内の学級等への転校を検討したりして、可能な限り学習が継続できるようにすることも重要です。

医療機関に紹介する場合は、日常のつながりが重要になります。

例えば、地域の医療機関の特徴を理解しておくことも必要ですし、学校での日常の様子を伝え、今後の指導の仕方について助言をもらうこともあります。

(2) 児童福祉機関との連携

子どもに関する福祉について、従来児童福祉という名称が使われてきましたが、児童の権利に関する条約や国際家族年の理念の影響を受けて「子ども家庭福祉」という考え方が広まってきています。

児童自立支援施設が行う支援の対象は、不良行為をなした児童、又はなすおそれのある児童だけでなく、家庭環境その他の環境上の理由により生活の指導を要する児童にまで拡大しています。また、希薄になっている地域の子育て支援機能を補うことを目的として、児童委員の役割に、児童福祉施設や子どもの育成活動を担う者との連携も追加されています。

児童福祉機関と連携するためには、その施設の対象者や機能は何かを理解し、学校でできることを提案することで、初めて連携がなされます。

(3) 児童相談所との連携

家族や地域の子育て機能が低下する中で、子どもの心身に深い傷を残す児童虐待が急増しており、学校及び学校の教職員には児童虐待の「通告義務」があります。

通告先である児童相談所は、児童福祉法によって、児童（18歳未満）についての諸問題について相談を受け、問題の本質、周囲の状況などを的確に把握し最も適切な処遇方針を立て、児童の福祉を図っている行政機関です。また、児童相談所は、児童虐待だけではなく、両親不在、障害相談、養育困難など多岐にわたる相談内容を扱っており、子ども達の「命を守る最後の砦」としての役割が近年ますます期待されている機関です。そのため、学校は、児童相談所を定期的に訪問した上で、児童生徒の事例の情報交換を積極的に担うなど、日常的に緊密な連携を図ることが非常に大切です。

(4) 刑事司法関係の機関との連携

刑事司法関係の連携先として、少年補導センターがあります。少年補導センターは、都道府県、市町村で設置され、街頭補導、環境浄化活動や青少年に関する相談を電話や面接で少年相談担当者が応じています。

都道府県での非行防止活動は、都道府県警察本部（少年サポートセンター）や警察署等が担っています。少年サポートセンターの業務としては、非行少年・不良行為少年の発見や補導、要保護少年の発見や保護・通告等が挙げられます。

その他の刑事司法関係では、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、少年院、法務局や法務省の人権擁護局などがあります。

最近のケースでは、学校の管理責任の有無を法的根拠から訴えられるケースもあり、日常的に、自治体の顧問弁護士に相談することも必要です。

(5) NPOとの連携

不登校を始めとする、問題を抱えた児童生徒に対する支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、日ごろから積極的に情報交換や連携に努め、その民間施設やNPO等の長所は何か、期待してよい役割はどのようなものか等について、十分に理解を深めておくことが必要と考えられます。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。